



東日本大震災に関連した融資の取扱い

被災事業者向けの融資関連情報

東日本大震災発生後、被災された事業者の方向けの融資制度等が国や自治体から発表されています。ここでは、中小企業庁や農林水産省、日本政策金融公庫の情報から、今回の震災で直接被害に遭った事業者だけでなく、間接的に被害に遭った事業者も利用できる融資制度（4月1日時点の内容）をご紹介します。

国の情報

【災害復旧貸付】

概要	設備資金、運転資金の融資		
対象	東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者	直接被害に遭った事業者	事務所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害に遭った事業者
		間接的に被害に遭った事業者	被災事業者の事業活動に相当程度依存しているなどの要件を満たす事業者
貸付限度額	日本公庫中小事業：1.5億円 国民事業：3000万円（いずれも別枠） 商工中金：1.5億円（別枠）		
申込先	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金の各支店		

【セーフティネット貸付】

概要	平成23年度の資金繰り支援策		
対象	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少するなど業況が悪化している事業者等		
貸付限度額	中小事業：4.8億円（緩和措置有）、国民事業：4800万円（緩和措置有）		
申込先	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の各支店		

【農林漁業セーフティネット貸付】

概要	不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来している農林漁業者への長期運転資金の融資		
対象	認定農業者、主業農林漁業者、認定就農者、集落営農組織		
貸付限度額	簿記記帳を行っている場合	300万円を下限に経営規模に応じて、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額	
	上記以外の場合	300万円	
申込先	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の各支店		

都道府県の情報

都道府県でも復興関連融資に関する情報がホームページなどで紹介されています。制度の名称と問い合わせ先をご紹介します。

【青森県】	青森県特別保証融資制度 商工政策課商工金融グループ TEL：017-734-9368	【山形県】	商工業振興資金（平成23年東北地方太平洋沖地震対応） 産業政策課金融担当 TEL：023-630-2135
【岩手県】	平成23年東北地方太平洋沖地震に係る岩手県中小企業災害復旧資金 経営支援課金融担当 TEL：019-629-5542	【茨城県】	東北地方太平洋沖地震特別対策融資 商工労働部産業政策課金融グループ TEL：029-301-3530
【秋田県】	東北地方太平洋沖地震復旧支援資金 産業労働部産業政策課 TEL：018-860-2211	【栃木県】	東北地方太平洋沖地震緊急対策資金 経営支援課金融担当 TEL：028-623-3180
【宮城県】	中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金 経済商工観光部商工経営支援課 TEL：022-211-2744	【千葉県】	セーフティネット資金（災害緊急対策） 商工労働部経営支援課 TEL：043-223-2707
【福島県】	震災対策特別資金 商工労働部金融課 TEL：024-525-4019	【東京都】	「災害復旧資金融資」 産業労働局金融部金融課 TEL：03-5320-4877

なお、制度によっては今後、変更等が行われる可能性があります。実際に利用を検討される場合は、各窓口にご直接お問い合わせください。